

令和7年（行ウ）第13号 湯本地区開発業務委託料返還請求事件（住民訴訟）

原告 長岡裕子

被告 いわき市長 内田広之

第1準備書面

令和7年10月22日

福島地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士

広 田 次 男



同

鈴 木 延 枝



同

磯 秀 一 良



同

大 木 裕 生



同

澤 田 智 幸



同

杉 原 悠 記 子



第1 本書面の目的

本書面は、訴状訂正申立書（以下単に「訴状」という。）記載の主張の補充を行うこと及び追加の主張を行うことを目的とする。

なお、地方自治法に関しては以下では「地自法」と表記するものとし、その他の略語等については、断りのない限り従前の書面と同様の意味を有するものとする。

第2 監査請求の期間制限について

1 主張の概要

訴状において、原告は、「契約の締結、履行に係る財務会計上の行為」について、住民監査請求の1年の期間制限を徒過しているとしても、「正当な理由」（地自法242条2項）が認められるとの主張を行った。

しかしながら、以下2で述べる通り、正当な理由の存否を判断するまでもなく、原告は1年の期間制限を順守して監査請求を行ったと評価すべきである旨の主張を追加する。また、訴状記載の主張については、以下3で述べる通り主張の補充を行う。

そのうえで、以下2の主張を主位的主張とし、訴状記載の主張（本書面による補充も含む）を予備的主張と位置づける。

2 監査請求期間を徒過していないこと（主張の追加）

- (1) いわき市は、監査結果通知（甲6）において、住民監査請求のあった日である令和7年4月21日が契約期間の完了日である令和6年3月29日から1年を超えていることを理由として、1年の期間制限を受けることから原告の監査請求を却下している。

しかしながら、以下述べる通り、監査請求期間の起算点は、業務委託料の支払日である令和6年4月25日とすべきであるから、原告の監査請求は、「行為の終わった日」から1年以内に行われたものといえる。

- (2) この「行為の終わった日」とは、当該行為又はその効力が相当の期間継続性を有するものについて、当該行為又はその効力が終了した日を指す（学陽書房『逐条地方自治法』945頁。佐藤文俊著。甲20）。

本件契約は報酬の定めのある業務委託契約であり、本件業務委託契約締結の時点で、具体的な報酬の定めがなされている（甲1）。

すなわち、本件業務委託契約それ自体の内容として、業務委託料の支払いの合意が含まれていることとなる。本件業務委託契約が双務契約である以上、業務委託料の支払いがなされるまでは本件業務委託契約の効力が終了したとはいえない。

そして、業務委託料の支払いを行うためには市長による支出命令が必要であるところ（地自法232条の4第1項）、本件業務委託契約の内容に業務委託料の支払が含まれていることや、本件業務委託契約の締結主体と支出命令の主体がいずれも被告であることからすれば、本件業務委託契約支出命令は本件業務委託契約と一体となっているものと評価される。

そうすると、業務委託料の支払いが行われた令和6年4月25日を起算日として1年以内に監査請求の申立てを行った場合、本件業務委託契約の締結や、支出命令の違法・不当を問題とする場合についても監査請求の期間制限を受けないものと解すべきである。

- (3) したがって、令和7年4月21日に業務委託料の支払いも対象とした監査請求の申立てがなされている以上、原告の行った監査請求の全ての請求について、監査請求前置の要件を満たしている。原告は、当該主張を主位的主張として追加するものである。

3 「正当な理由」が存在すること（予備的主張の補充）

- (1) 万が一、原告が監査請求を申し立てた時点で、支出命令を対象とする場合については1年の期間制限を徒過していると解する場合にも、「正

当な理由」（地自法242条2項）が存在することから、原告の行った監査請求の全ての請求について、監査請求前置の要件を満たしている。

その理由の詳細については訴状記載の通りであるが、原告は、以下の主張を補充する。

- (2) 地自法242条第2項は、住民監査請求の1年の期間制限の例外として、「正当な理由」が存在する場合には、当該行為があった日又は終わった日から1年以上が経過した場合にも監査請求を認めている。
- (3) 本訴訟の対象となる財務会計行為は支出命令（以下「本件支出命令」という。）であるところ、本件支出命令について、いわき市民一般や、本件の再開発対象地の関係者等に何らかの周知や広報がなされていたというような事情はない。

また、本件支出命令は地自法96条各号の議決事件にも該当しない。

そうすると、一般市民である原告が、支出命令が行われたことを「相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった」（最高裁平成14年9月12日）といえるのであるから、「正当な理由」が存在する。

第3 本件業務委託契約の締結についての違法事由の追加

- 1 本件業務委託契約締結の違法性を基礎づける事由として、訴状第27及び8記載の事由に加え、本件業務委託契約の業務の内容・性質からして市職員によって行われるべきであり、そもそも業務委託を行うべきでなかった業務が含まれることを主張する。以下詳述する。
- 2 市職員が自ら行うべき業務であること

本件業務委託契約の業務内容には、「(1)既存店及び新規出店の事業者等との勉強会の実施」「(2)権利者意向の把握及び権利状況の整理」（甲3。

これらの業務をまとめて「業務内容(1)(2)」という。)が含まれている。

そして、住民の福祉の増進を図ることを基本とする地方自治体が主導して地域の再開発を行うにあたり（地自法1条の2第1項参照）、再開発地域の事業者や権利者の意向を調査したうえで、再開発の基本方針を検討・決定することは極めて重要である。よって、事業者や権利者の意向を聴取し、合意形成を目指す業務内容(1)(2)は、本件土地区画整理事業を進めるにあたり、極めて重要な業務であることは明白である。

實際上、いわき市自身も「本業務は『交流拠点施設エリア』の整備計画も踏まえ、『共同利用エリア』に関わる既存店及び新規出店の事業者や地域の方々と対話を行いながら『共同利用エリア』の配置場所や土地利用計画、共同店舗のモデルプラン等を立案するものであり、特に『共同利用エリア』の配置場所の合意形成は、土地区画整理事業の進捗に著しく影響を及ぼすこととなるため、円滑な合意形成は必須」と認識しており、既存店や権利者と対話し、意向を聴取しながら適切な計画を立案することの重要性を認識している。

そうであるとすれば、このような極めて重要な業務を様々な利害関係のある民間業者に業務委託することは避け、公平・中立な立場である市の職員が自ら行うべきであったといえる。

なお、ふらゆもりの取締役らは湯本地域の事業者団体であるじょうばん街工房21の役員を兼ねている。じょうばん街工房21は、この再開発に関していわき市が発注する様々な業務を受注している等、再開発事業について利害関係を有する者でもあることから、ふらゆもりが業務内容(1)(2)を行うことは、公平性の点からみても適切であったとはいえない。

- 3 さらに、本件業務委託契約の業務内容である勉強会の開催以前には、市の職員が対象区域内の既存店から意向を調査したり、説明会を行ったりすることもあった。したがって、業務内容(1)(2)について、市職員が実施する

ことも可能であった。

- 4 地方自治体の財務については、法令上、「その事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。（地自法2条14項）」、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。（地方財政法4条1項）」と定められている。

その重要性から市職員が自ら行うべきであって、かつ、行うことが可能である業務内容(1)(2)について、公金を支払って民間企業に業務委託を行うことは（また、その公金の支払額が極めて合理性を欠いていることは訴状記載の通りである）、上記地方自治体の支出の原則に関してその裁量権を逸脱・濫用するものであり違法である。

以 上